

〈納付方法〉

■普通徴収

▷納付書＝納期限までに納税課や各行政センター、金融機関などで納付

▷口座振替＝納期限日に指定口座から引き落とし

■特別徴収

▷国保税＝世帯主の年金から天引き

▷後期保険料＝被保険者の年金から天引き

※年金天引きから口座振替に変更を希望する人は、保険年金課に問い合わせてください

〈国保税の軽減制度〉

▷失業者などの特例軽減＝離職日時点で65歳未満の人が倒産・解雇などで離職し、その後雇用保険を受給すると、申告により国保税が軽減されます

▷産前産後機関の免除＝国保に加入する人が出産する場合、申告により国保税が免除されます

〈来年度の仮徴収のご案内〉

来年度の4・6・8月は、特別徴収仮徴収額として2月の特別徴収額と同額が天引きされます。

問合せ先 ㊟保険年金課(㊟22429)

福祉医療費受給資格者証の更新と新規申請のご案内

ページID 11488

福祉医療制度は、子どもや心身に障害のある人、ひとり親家庭などに、保険診療の自己負担分を助成する制度です。

受給資格者証の更新 7月31日(木)で有効期限を迎える対象者に、新しい受給資格者証を郵送します

郵送時期 7月下旬

〈重度心身障害者(児)・高齢重度障害者〉

県内全市町村で、所得制限が設けられています。所得制限により非該当となった人で、条件を満たして再度福祉医療費の受給を希望する場合、新規に申請が必要となります。

その他 資格要件(別表1のとおり)に該当する人で、受給資格者証を持っていない人は、申請により福祉医療を受給できる場合があります

申請・問合せ先 ㊟保険年金課(㊟22461)

(別表1)

区分	資格要件	手続きに必要なもの※1
子ども	18歳になった年の年度末まで	母子手帳 (出生の場合)
重度心身障害者(児)	特別児童扶養手当1級	受給証明書
	障害基礎年金1級	年金証書
	障害基礎年金1級程度の障害で、年金を受給することができない人	所定の診断書
	身体障害者手帳1～3級	身体障害者手帳
精神通院医療(後期高齢者医療被保険者を除く)	療育手帳 判定A・B	療育手帳
	自立支援医療受給者証(精神通院)の所持者	自立支援医療受給者証(精神通院)
	※定められた医療機関に限りです	
高齢重度障害者(後期高齢者医療被保険者)	障害基礎年金1級	年金証書
	身体障害者手帳1～3級	身体障害者手帳
	療育手帳 判定A・B	療育手帳
ひとり親家庭など	①18歳未満の児童を扶養している母子・父子家庭の親と子	戸籍謄本 (本市に本籍がない人)
	②父母のない18歳未満の児童 ※いずれも前年所得の申告(確定申告・市県民税申告)をした人が対象	

※1 申請には健康保険の資格確認書類の提示が必要です

国民健康保険・後期高齢者医療保険・福祉医療受給資格者証 に関するお知らせ

国民健康保険に加入する子育て世帯へ支援金を支給します

ページID 11451

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、国保に加入している18歳までの子ども(平成19年4月2日以降に生まれた子)がいる世帯を対象に、国保税の子どもの均等割額相当額を支援

金として支給します。対象世帯には、申請書や案内書類などを送付します。

郵送時期 8月中

問合せ先 ㊟保険年金課(㊟22429)



高額な診療を受ける場合は限度額適用認定証の申請を

ページID 10633

国保加入者が、高額な診療を受けて負担額が自己負担限度額を超えたときは、治療費の一部が支給される制度があります。該当者は、窓口で手続きをしてください。

〈限度額適用などについて〉

「限度額適用認定証」を保険医療機関に提示すると、同一保険医療機関窓口での支払いが、自己負担限度額までに抑えられます。また、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を保険医療機関に提示すると、支払いが自己負担限度額までに抑えられ、入院時の食事代も減額されます。

限度額適用・標準負担額減額認定証の交付には、条件があります。市ホームページで確認してください。

※限度額は、年齢や所得などで異なります

〈限度額適用認定証の申請方法〉

持ち物 ①保険資格が分かるもの ②入院期間が分かる領収書など(住民税非課税の人で、認定証

が発行されてからの入院が過去1年間に91日以上の場合)

※国保税に未納がなく、前年所得の申告をしている必要があります

申請窓口 保険年金課または各行政センター

その他 マイナンバーカードを保険証として利用すると、限度額適用認定証の申請は不要です。なお、①長期入院該当者(過去1年間に91日以上入院した人)、②障害年金受給者、③遺族年金受給者は、申請が必要で

す

〈認定証を既に持っている人の更新について〉

現在交付されている認定証の有効期限は、7月31日(木)です。国保に加入している人で、8月以降も使用する場合は、申請が必要です。

問合せ先 ㊟保険年金課(㊟22461)



〈限度区分の併記申請は資格確認書を持参してください〉
令和6年12月2日から、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証の新規発行は廃止されました。
限度区分は申請により資格確認書に併記されます。希望する人は、資格確認書を持参して、保険年金課または各行政センターで申請してください。
問合せ先 ㊟保険年金課(㊟22461)または各行政センター



全ての後期高齢者医療保険加入者に新しい資格確認書を送付します
ページID 12339
後期高齢者医療資格確認書を7月中に、全ての後期高齢者医療保険加入者宛てに送付します。新しい資格確認書は、自己負担割合が変更になる場合があります。届いたら、住所、氏名などと合わせて確認してください。

〈申請することによって資格確認書を交付できる場合があります〉
マイナンバーカードの保険証利用登録をしていて、次に該当する人は、保険年金課に申請することで資格確認書を交付します。
①第三者の介助がなければマイナ保険証での受診が困難 ②カードを紛失した ③カードを更新中
本人またはその同世帯の人が申請する場合は、手続きに来る人の身分証明を持参してください。その他の代理人が申請する場合は、身分証明に加えて次を持参してください。
①登記事項証明(成年後見人の場合) ②職員証や名刺など(施設職員などの場合) ③委任状(別世帯の親族等、施設職員などの場合)

現在の国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証・各資格確認書は7月31日に期限が切れます
ページID 10160
7月中に新しい資格確認書または資格情報のお知らせを送付します。医療機関を受診する際は資格確認書またはマイナンバーカードを提示してください。